

関係各研究機関の長 殿

国立大学法人東京大学地震研究所

所長 小屋口 剛博

平成26年度共同利用の公募について（通知）

このことについて、下記のとおり公募いたしますので、貴機関の研究者にこの旨周知くださるようお願いいたします。

記

1. 公募事項（公募要領を参照）

- (1) 共同研究
- (2) 研究集会
- (3) 施設・実験装置・観測機器等の利用
- (4) データ・資料等の利用

2. 申請資格： 国立大学法人、公、私立大学及び国、公立研究機関の教員・研究者又はこれに準じる者。

3. 申請方法： 共同利用HP (<http://www.eri.u-tokyo.ac.jp/sharing/info.html>) にある「所定の様式」に必要事項を記載のうえ申請してください。

なお、一般共同研究、研究集会については、研究代表者が申請してください。

4. 研究期間： 研究期間は、平成26年4月から平成27年3月までとする。

5. 審査の方針： 本研究所共同利用委員会では提出された申請書を審査し採否を決定します。研究計画の内容が各種共同利用の趣旨に沿っていることが重要です。また、本研究所との研究活動の関連性や施設・装置・データとの関連性も審査の対象となります。

なお、特定共同研究（A）（次期の「地震及び火山噴火予知のための観測研究計画」（仮称）に基づいて計画的に推進する共同研究（以下、「次期予知研究計画」）（A-01）を除く）（B）（C）に関しては、今回提出いただいた参加申請書を地震研究所が取りまとめ、研究代表者に送ります。それを受けて研究代表者によりとりまとめられた「計画調書」（12月中旬締め切り）が審査対象となります。

6. 申請期限： 平成25年10月31日（木）【厳守】

7. 承諾書の提出： 上記締め切り後2週間以内に所属機関長等の承諾書（様式11）を下記住所まで郵送願います。

（異動等があった場合は、新しい所属機関長の承諾書を速やかに再提出してください。）

〒113-0032 東京都文京区弥生1-1-1 東京大学地震研究所研究支援チーム（共同利用担当）

8. 採否の決定： 共同利用の採否は、本研究所共同利用委員会が決定します。採否の決定は、平成26年3月下旬

旬までに行われ、審査結果を課題代表者及び研究代表者あて通知します。

9. 所要経費： 共同利用に必要な経費及び旅費は、予算の範囲内において地震研究所が支出します。
10. 報告書： 全ての共同利用者※は、研究期間終了後30日以内に共同利用実施報告書をWebシステムにて提出していただきます。各共同利用・研究課題に関する報告書の様式については別途お知らせします。
- なお、特定共同研究（B）については、年次ごとの報告書に加えてプロジェクト終了年度に最終研究報告書（様式については別途お知らせします）を提出していただきます。
- ※（特定共同研究の場合「課題代表者」、一般共同研究及び研究集会の場合「研究代表者」、施設・観測機器・データ等の利用の場合「申込者」）
11. 謝辞等の記載： 本研究所の共同利用で行われた研究に関する論文を発表する場合は、謝辞に地震研究所共同利用を利用した旨の文章を入れ、その別刷を提出していただきます。
12. 宿泊施設： 本研究所には宿泊施設がありませんので、各自用意してください。
13. 注意事項： (1) 施設等の利用にあたっては、本研究所の規程、その他関係法令を遵守するとともに、管理・安全のために発する所長の指示に従っていただきます。
- (2) 予算の執行、研究の実施、設備の利用については、所内担当教員と十分に連絡を取り、かつ、関係する教員の指示に従ってください。
- (3) 本学以外の共同利用者が研究を遂行する際に受けた損失、損害に関しては、原則として各所属機関で対応するものとし、本学は一切の責任を負いません。また学生が共同研究に参画される場合は、(財)日本国際教員支援協会の損害保険「学生教育研究災害障害保険(学災教)」等に加入してください。
- (4) 本共同利用によって知的財産を創出した場合は、出願等を行う前に対応教員及び研究分担者にご連絡ください。併せて、所属機関の知財担当部署への連絡もお願いいたします。権利の持ち分、出願手続き等については協議の上、決定いたします。
- (5) この他、公募に関するお問い合わせは研究支援チーム(共同利用担当)へお願いします。

**【問い合わせ先】**

〒113-0032 東京都文京区弥生 1-1-1

東京大学地震研究所研究支援チーム（共同利用担当）

電話：03-5841-5710、1769

FAX：03-5689-4467

E-mail：[k-kyodoriyo@eri.u-tokyo.ac.jp](mailto:k-kyodoriyo@eri.u-tokyo.ac.jp)

## 公 募 要 領

地震研究所においては、全国の地震・火山の関連分野の研究遂行に資するため、各種共同利用が設けられています。これらの共同利用の募集は、1年ごとに行っております。

以下の記載事項をご参照のうえ、期日までに共同利用HP

<http://www.eri.u-tokyo.ac.jp/sharing/info.html>

よりWeb申請されるようお願いいたします。本公募要領をはじめ・各種様式は上記URLに掲載してあります。

なお、共同利用に申請される場合は、事前に必ず利用される研究室等の教員と打ち合わせの上、申請してください。

### 1. 共同研究

#### (1) 特定共同研究 (A) :

地震研究所あるいは関係機関が全国規模で実施している既に共同利用経費以外の予算裏付けのある研究プロジェクトに参加を希望する研究者を対象とします。別表1-A-1に掲載された研究課題に参加するための経費を補助します。特定共同研究(A)への参加希望者は、参加申請書(様式1)を提出してください。

「次期予知研究計画」への参加については、来年1月以降に行われる予定である課題登録の後、改めて参加希望者の募集を行います。

#### (2) 特定共同研究 (B) :

現在は「予知研究」や委託研究等の事業費の裏付けがなく、将来、事業化(大型プロジェクト等を含む)を目指す研究プロジェクトへの参加を希望する研究者を対象とします。本種別の研究プロジェクトは、複数の機関からの参加者で構成される研究グループで実施され、国際的または多くの分野にまたがる学際的な研究課題や萌芽的な研究課題が登録されています(別表1-B)。

個々の研究課題に関しては、研究期間は1年ですが審査の上3年まで継続可能です。1課題当たりの研究費の上限を1年につき200万円とします。なお、費目は旅費、共同研究費(消耗品・役務・謝金等)とします。

本公募では、別表1-Bに掲載されたそれぞれの研究課題について、共同研究参加者を募集します。関心をお持ちの方は、各課題の担当責任者に研究内容等の詳細を問い合わせください。参加希望者は、参加申請書(様式2)を提出してください。

#### (3) 特定共同研究 (C) :

地震研究所が特別に認めた、共同利用経費以外の資金によって運営される研究プロジェクトへの参加を希望する研究者を募集します(別表1-C)。

関心をお持ちの方は、各課題の担当責任者にプロジェクト内容等の詳細を問い合わせてください。参加希望者は、参加申請書(様式3)を提出してください。なお、課題によっては随時申請を受付けているものがあります。

#### (4) 一般共同研究 :

所内外の研究者が協力して進める共同研究で、少人数のグループから研究課題を公募します。「地震研究所で従来から行われている研究をさらに発展させる提案」、「研究の成果が地震研究所の研究活動をより活性化させる提案」を優先します。また、国際室外国人客員教員の推薦者が、採択された客員教員および地震研究所受入教員と共同研究を推進するものは、相応の配慮をします。さらに、「地震研究所では従来行われていない

新しい研究の提案」も募集します。研究代表者の資格は所外の教員・研究員で、共同研究者に所内の教員が含まれていることが必要です。研究代表者は、課題、内容等を共同研究者と充分つめたうえで、別紙（様式4）の申請書を提出してください。

本種別の研究課題に関しては、1課題当たりの研究費の上限を原則として50万円程度としますが、特に高額な消耗品を必要とする研究課題等については、相応の配慮をします。費目は旅費、共同研究費（消耗品・役務・謝金等）とします。

なお、地震研究所で行われている研究内容については「東京大学地震研究所要覧2013」あるいは地震研究所HP「<http://www.eri.u-tokyo.ac.jp/index-j.html>」をご覧ください。

#### (5) 予知公募研究：

予知公募研究については、現行の「地震及び火山噴火予知のための観測研究の推進について」（建議）の計画が平成25年度までのため、新計画の決定後に改めて募集を行う予定です。

## 2. 研究集会

地震・火山の関連分野の研究上興味深い特定テーマについて、全国の研究者が1～3日間程度研究会を開き、集中的に討議するものです。研究代表者は、規模、内容等を関係者と充分検討した上、申請書（様式6）を提出してください。開催場所は、地震研究所を原則とします。特に所外で開催しなければならない場合は、その理由を明記してください。

研究集会に関しては、国外からの参加者を含む場合、上限を200万円程度としますが、その他の研究集会については上限を100万円程度とします。費目は旅費、印刷費とします。

採択後、開催地の変更等、実施内容に重大な変更を必要とする事由が生じた場合は、共同利用委員会において再審査を行い変更の可否を判断しますので、速やかに理由書を提出してください。

## 3. 施設・実験装置・観測機器等の利用

地震研究所が管理する施設、実験装置、観測機器等で、共同利用可能な施設等を別表2に示してあります。所外に観測機器等を持ち出す場合には、借用時に所定の物品借用書（様式8）を提出してください。申請にあたっては事前に利用施設等の担当教員と打ち合わせの上、申請書（様式7）を提出してください。これら施設等の利用のために経費を必要とする場合は、一般共同研究に応募してください。

## 4. データ・資料等の利用

地震研究所が管理する地震その他の地球科学的データや資料で、共同利用可能なデータ等の一覧を別表3に示してあります。利用を希望される場合は、事前に利用データ等の担当教員と打ち合わせの上、申請書（様式7）を提出してください。また、地震火山情報センター計算機システム・データベースの利用については、申請書（様式9）を提出してください。これらデータ等の利用のために経費を必要とする場合は、一般共同研究に応募してください。

また、衛星通信等を用いた全国地震観測システムデータ受信を希望される場合は、申請書（様式10）を提出してください。